議員提出議案第1号 交野市議会委員会条例の一部を改正する条例について

1. 改正目的

令和6年第6回議会定例会にて、交野市事務分掌条例が一部改正され、本年4月1日の機構改革において、生涯学習分野が教育委員会から市長部局に移管され、「地域振興部」が設置されることとなった。また、下水道課が都市まちづくり部から分けられ、臨時機構「上下水道統合準備室」となる。

これらに伴い、本条例第2条第2項に規定する常任委員会の所管を改正する。

2. 改正内容

① 総務文教常任委員会の所管 : 「地域振興部の所管に属する事項」を追加する。

② 都市環境福祉常任委員会の所管:「上下水道統合準備室の所管に属する事項」を追加する。

3. 参考URL

交野市事務分掌条例の一部を改正する条例の一部改正(議案参考資料) :

https://katano.gsl-service.net/doc/2024111400038/file contents/R06-6gian81s.pdf

4. 施行期日

令和7年4月1日

交野市議会委員会条例(昭和47年条例第24号)新旧対照表

| 次對印藏云安貞云末例(昭和47年末例第24万)利日利照衣 新 | IΒ |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| (常任委員会の所属、名称、委員定数及び所管) | (常任委員会の所属、名称、委員定数及び所管) |
| 第2条 (略) | 第2条 (略) |
| 2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。 | 2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。 |
| (1) 総務文教常任委員会 8人 | (1) 総務文教常任委員会 8人 |
| ア 危機管理室の所管に属する事項 | ア 危機管理室の所管に属する事項 |
| イ 財産管理室の所管に属する事項 | イ 財産管理室の所管に属する事項 |
| ウ 総務部の所管に属する事項 | ウ 総務部の所管に属する事項 |
| エ 企画財政部の所管に属する事項 | エ 企画財政部の所管に属する事項 |
| オ 地域振興部の所管に属する事項 | |
| <u>カ</u> 教育委員会の所管に属する事項 | <u>オ</u> 教育委員会の所管に属する事項 |
| <u>キ</u> 会計室の所管に属する事項 | <u>カ</u> 会計室の所管に属する事項 |
| <u>ク</u> 農業委員会の所管に属する事項 | <u>キ</u> 農業委員会の所管に属する事項 |
| <u>ケ</u> 行政委員会の所管に属する事項 | <u>ク</u> 行政委員会の所管に属する事項 |
| <u>コ</u> 他の常任委員会に属さない事項 | <u>ケ</u> 他の常任委員会に属さない事項 |
| (2) 都市環境福祉常任委員会 7人 | (2) 都市環境福祉常任委員会 7人 |
| ア 市民部の所管に属する事項 | ア 市民部の所管に属する事項 |
| イ 健やか部の所管に属する事項 | イ 健やか部の所管に属する事項 |
| ウ 福祉部の所管に属する事項 | ウ 福祉部の所管に属する事項 |
| エ 環境部の所管に属する事項 | エ 環境部の所管に属する事項 |
| オ 都市まちづくり部の所管に属する事項 | オ 都市まちづくり部の所管に属する事項 |

| 新 | 旧 |
|-----------------------------|-----------------|
| カ 消防本部の所管に属する事項 | カ 消防本部の所管に属する事項 |
| キ 水道局の所管に属する事項 | キ 水道局の所管に属する事項 |
| <u>ク</u> 上下水道統合準備室の所管に属する事項 | |